

小田原市水道料金審議会 会議録

会議名	第5回小田原市水道料金審議会	
日時	平成27年11月6日(金)午後2時00分～午後3時30分	
場所	水道局 第2・3会議室	
次第	1 料金体系の設定 2 その他	
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 料金体系の課題と見直しの方向性 ・資料2 - 1 県内事業体水道料金(2か月)比較一覧表【家庭用】 ・資料2 - 2 県内事業体水道料金(2か月)比較一覧表【事業用】 ・資料3 - 1 総括原価の分解・配分・振分け ・資料3 - 2 総括原価の割り振り ・資料3 - 3 総括原価の割り振り(「水道料金算定要領」に基づく方法) ・資料4 - 1 水道料金シミュレーションNo.1【料金改定率 一律24%UP】 ・資料4 - 2 水道料金シミュレーションNo.2【料金改定率 平均24%UP】 ・資料4 - 3 水道料金シミュレーション比較 ・資料5 水量区画別件数の内訳 ・資料6 - 1 世帯人員別の2か月あたりの平均使用水量と水道料金 ・資料6 - 2 年間大口使用者ベスト30 料金改定影響額 ・資料7 - 1 水道料金の比較(家庭用2か月40m³使用の場合) ・資料7 - 2 水道料金の比較(事業用2か月120m³使用の場合) 	
出席者	審議会	茂庭会長、向山副会長、川辺委員、関野委員、川口委員、椎野委員、上村委員、川瀬委員、畠山委員、田淵委員
	事務局(市)	局長、副局長、営業課長、給水課長、工務課長、水質管理課長、営業課副課長、給水課副課長、総務係長、経理係長、計画係長2名、営業課担当者2名
傍聴者	0人	

営業課副課長

委員の皆様、本日は大変お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

審議会を開会いただく前に事務連絡があります。

第4回の会議録の確認につきまして、皆様のご協力をいただきました。ご指摘いただきました箇所を修正いたしまして、最終版として卓上に配布させていただきましたので、ご承知おきください。

以上、事務連絡となります。

それでは、茂庭会長に議事進行をお願いいたします。

茂庭会長

それでは、ただ今から、第5回小田原市水道料金審議会を開会します。

なお、本日の審議会は、委員の総数の2分の1以上の出席がありますので、小田原市水道料金審議会規則第5条第2項の開催要件を満たしていることを報告します。

また、本審議会は、小田原市情報公開条例によりまして、公開となりますので、ご承知おきください。

傍聴希望者は、いらっしゃいますか。

営業課長

ただ今のところ、傍聴希望者はいらっしゃいません。

茂庭会長

分かりました。

それでは、お手元にお配りしている次第により進めさせていただきますが、議題に入る前に、事務局にて資料の確認をお願いします。

営業課副課長

それでは、資料の確認をさせていただきます。

本日、使用いたします資料につきましては、事前にお送りさせていただきました、資料1「料金体系の課題と見直しの方向性」、資料2-1「県内事業体水道料金(2か月)比較一覧表【家庭用】」、資料2-2「県内事業体水道料金(2か月)比較一覧表【事業用】」、資料3-1「総括原価の分解・配分・振分け」、資料3-2「総括原価の割り振り」、資料3-3「総括原価の割り振り(「水道料金算定要領」に基づく方法)、資料4-1「水道料金シミュレーションNo.1【料金改定率 一律24%UP】」、資料4-2「水道料金シミュレーションNo.2【料金改定率 平均24%UP】」、資料4-3「水道料金シミュレーション比較」、資料5「水量区画別件数の内訳」、資料6-1「世帯人員別の2か月あたりの平均使用水量と水道料金」、資料6-2「年間大口使用者ベスト30 料金改定影響額」、資料7-1「水道料金の比較(家庭用2か月40m³使用の場合)」及び資料7-2「水道料金の比較(事業用2か月120m³使用の場合)」です。

また、卓上に配布させていただきましたのは、本日の次第です。

資料に不足がありましたらご用意いたしますので、お申し出ください。

よろしいでしょうか。

以上です。

茂庭会長

それでは、議題に入ります。

次第1「料金体系の設定」について、事務局から説明をお願いします。

営業課主任

それでは私から次第1「料金体系の設定」についてご説明いたします。

今回の審議会においては、全体的な料金改定率を24%とし、逡増度などに手を加えた場合に水道料金がどうなるかというのをご提示させていただきます。

また、前々回、第3回の審議会におきまして、「水道料金のしくみ」という議題で、本市の水道料金体系の課題について、ご説明させていただきました。

そこで、今回はまず、「水道料金のしくみ」で提示させていただきました、料金体系に関する四つの課題について、再度整理をした上で、それらへの対応として、今後の見直しの方向性をお示しさせていただきます。

その上で、これらを反映した水道料金表について、ご確認いただきたいと存じます。

それでは、まず、水道料金体系に関する課題と見直しの方向性についてご説明させていただきますが、事前にお送りした資料のうち、資料1から資料3までについて、要点をまとめたものをスクリーンでご確認いただきたいと思っておりますので、前方のスクリーンをご覧ください。

まずは、基本水量についてです。

基本水量とは、公衆衛生の向上、生活環境の改善という観点から、基本料金に一定の水量を付与し、すべてのお客様に対して最低限の生活用水として平等に確保するという考え方に基づいたものです。

本市では、2か月20立方メートルの基本水量を設定しています。

近年、節水型社会の到来を受けまして、使用水量が減少しています。そのような中で、2か月の使用水量が基本水量である20立方メートル以内のお客様が増加傾向にあります。

このグラフは、基本水量、2か月20立方メートル以内の調定件数の推移を表したのですが、件数と割合が年々増加していることが分かります。平成26年度には、基本水量内の件数は全体の約33%を占めています。

このような状況の中で、使用しない水量分も含めて基本料金を支

払う形となっているお客様にとっては、節水の効果が料金に反映されないことなどから、一律に付与している基本水量のあり方が課題となっています。

そこで、長期的には基本水量制自体を廃止することも視野に入れつつ、当面は、そこに至る通過点として、基本水量の一定の引き下げを行うことにします。

引き下げの幅を設定するのにあたり、参考にしたい事例が二つあります。

一つ目は、本市の下水道使用料についてですが、平成26年10月の使用料改定において、基本水量を20立方メートルから16立方メートルに引き下げています。

二つ目は、県内の水道事業体の状況についてです。こちらの表は、県内市レベル以上の事業体の基本水量の状況を示しています。9事業体中5事業体が基本水量を16立方メートルに設定しており、本市を含む4事業体が20立方メートルとしています。

これらのことから、今回の改定においては、まず、基本水量を2か月16立方メートルに設定したいと考えています。

基本水量を16立方メートルに引き下げの場合、これまで17立方メートル以上使用しているお客様に対しては、17～20立方メートルの使用水量について、新たに従量料金をご負担いただくこととなります。この次のスライド以降で、基本料金の課題についてご説明させていただきますが、今後、料金収入全体に占める基本料金の割合を段階的に増やしていく必要があります。このことから、新たにご負担いただく従量料金に加え、基本料金も値上げすることになり、結果的に、二重の値上げになりかねません。

そこで、17～20立方メートルの使用に対する水量区画を新たに設定し、この区画の従量料金は特に安い単価を適用することで、激変緩和を図ることとします。単価の設定に当たりましては、給水量に応じて発生する経費である変動費相当額のみをこの区画の従量料金とし、1立方メートル当たり15円と設定します。

続きまして、基本料金についてです。

まずは、基本料金と従量料金の考え方について再度整理させていただきます。本市の料金体系は、料金が使用量に関わらず一定である「基本料金」と使用量に応じて支払額が変動する「従量料金」から構成される2部料金制です。

このうち、基本料金は、お客様の使用水量と関係なくご負担いただいている料金です。これは、総括原価のうち、給水量に関係なく、水道事業を行うため必要な固定的経費を回収する料金として位置づけられています。一方、従量料金は、お客様の使用水量に応じてご負担いただいている料金です。これは、総括原価のうち、給水量に応じて発生する変動的な経費を回収する料金として位置づけら

れています。

典型的な装置産業である水道事業では、施設の維持管理費などの固定費の割合が大部分を占めています。この固定費は本来、基本料金で回収することが理想ですが、その全額を基本料金として回収した場合、基本料金が著しく高額となります。そのため、固定費の相当部分を従量料金から回収することで、生活水の低廉化を図ってきました。

しかしながら、水需要が減少傾向にある中で、今後も従量料金は減少を続けることが見込まれることから、将来的には、固定費の回収にも支障が生じるものと懸念されます。

今後も、安定した収入を確保し、水道事業経営を将来にわたって安定的に持続していくためには、固定費の基本料金と従量料金への配分を見直し、基本料金への配分割合を高める必要があります。

ここで、水道事業にかかる費用をどうやって回収するかについて、日本水道協会の「水道料金算定要領」に基づいた方法をご紹介します。

まず、水道料金で回収すべき費用等の総額を総括原価といいます。

この総括原価は、需要家費、固定費、変動費の3費目に分解されます。

このうち、需要家費は、水道メーター関係費や検針徴収関係費など、水道の使用量とは関係なく、お客様の存在自体により発生する費用です。需要家費は、固定的なものであることから、全額準備料金に配分します。準備料金とは、お客様の実使用水量とは関係なく、水道を供給するために必要な原価として、お客様に賦課する定額料金です。これが基本料金となります。

変動費は、薬品費や動力費など、水道の実使用に伴い発生する費用です。変動費は、水道水の使用量に対して増減するものであることから、全額水量料金に配分します。水量料金とは、お客様の実使用水量に応じて回収すべき原価として、給水量単位当たり賦課する料金です。これが従量料金となります。

固定費は、施設維持管理費や減価償却費など、水道の使用とは関係なく、水道需要の存在に伴い固定的に必要とされる費用です。固定費は、給水量をもとに、準備料金と水量料金に配分します。

このような方法により、総括原価をその性質に基づいて、基本料金と従量料金に振り分けることで、料金体系が決定されることとなります。

次に、実際に本市の総括原価を割り振ったケースについて見ていきます。

現行料金での料金算定期間における料金収入見込みは約 111 億円です。このうち、基本料金として回収されるのは約 27%、従量料金として回収されるのは約 73%です。

次に、24%の値上げを実施した場合の料金収入見込は約 137 億円ですが、このうち、固定費を全て基本料金に配分した場合、これに需要家費と基本水量である 16 立方メートル分の水量料金を合わせて約 94%となります。一方で、純粋な変動費のみでは約 6%に過ぎません。

これを、日本水道協会の「水道料金算定要領」を参考に「固定費」を割り振った場合では、基本料金で回収すべき金額は約 43%、従量料金で回収すべき金額は約 57%になります。

しかしながら、このような割り振りにより基本料金を設定した場合でも、基本料金の金額は現行水準の約 2 倍となり、一般家庭などの少量使用のお客様にとっては、急激な料金負担の増加を強いることとなります。そのため、当面はそのレベルを目標としながら、段階的に基本料金の割合を高めていくものとします。

次に、従量料金についてです。

従量料金は、使用量にかかわらず、1立方メートル当たりの単価が同じ「単一型」、使用量が多ければ、単価が高くなる「逦増型」、反対に安くなる「逦減型」があります。

本市の従量料金は、段階的に単価が高くなる逦増型料金体系を採用しています。最高単価を最低単価で割った値である逦増度は、家庭用で 3.11 倍、事業用で 3.88 倍となっています。

このような逦増型料金体系は、水需要が右肩上がりに増加していた高度成長期において、水需要抑制の効果と、低廉な生活用水を供給するという、二つの目的を達成するために導入されたものですが、水需要が減少傾向にある中で、水道施設の整備は「拡張」から「維持管理」の時代に転じており、多量区画において料金負担を高くする意義が薄れてきております。

このような時代や環境の変化を踏まえながら、負担の公平性や経営の健全性の観点から、逦増度を見直すことが必要となってきました。

本来、水道水は1立方メートル当たりの原価に差が生じるものではないため、原価の適正な配分という観点からは、1立方メートル当たりの単価は使用水量に関わらず単一にすることが望ましいと言えます。しかし、その場合、一般家庭など少量使用のお客様の負担が増大することになります。

生活水の料金の低廉性を確保することと、大口のお客様に対して使用水量に応じた施設整備や維持管理にかかる費用をご負担いただくという観点からは、当面は逦増制を維持していく必要があります。ただし、より負担の公平化を進めるため、料金収入に占める基本料金の割合を高めるとともに、従量料金における逦増度を引き下げていくこととします。

次に、用途別料金体系についてです。

水道料金の体系は、使い道で料金に差をつける用途別料金体系と、水道メーターの口径の大きさを料金に差をつける口径別料金体系の二つの体系に区分されます。

本市では用途別料金体系を採用し、家庭用などの生活用水に対しては低廉な料金を設定する一方、事業用などの負担能力の高い特定の用途に対して高い料金を設定しています。

一方で、事業用に多く負担を求める用途別料金体系は、負担の公平性の観点から課題が指摘されています。

本市の現行の料金体系においては、家庭用の従量料金の最高単価が101立方メートル以上で190円であるのに対し、事業用では601立方メートル以上で245円、最高単価の2,001立方メートル以上では260円となっているなど、単価差が著しいことから家庭用と事業用における単価差の是正が求められています。

本市の水道料金は、平成7年以来据え置いてきていることから、今回の料金改定は約20年振りとなります。また、前回、第4回の審議会において24%の料金改定率をご提示させていただいているように、料金水準の大幅な見直しが見込まれます。このような中で、用途別から口径別へと料金体系を変更することは、お客様に対する影響が大きく、混乱を招く恐れがあります。

そこで、将来的には、口径別料金体系への移行を視野に入れながら、今回の改定では、現行の用途別料金体系を維持するものとします。

当面は、事業用料金の値上げ幅を抑制することにより、家庭用と事業用の単価差の是正を図っていきます。特に多量区画の単価の値上げは大口のお客様への影響が顕著であるため、最高単価については据え置くなど、配慮が必要になると考えています。

以上、料金体系に関わる課題と本市として考えている見直しの方向性についてご説明させていただきました。

次に、お手元の資料に沿ってご説明させていただきます。

まず、資料1については、ただ今スライドを使ってご説明いたしました課題と見直しの方向性を資料としてまとめたものですので、後ほどご確認いただきたいと存じます。

資料2 - 1及び2 - 2は、県内の市レベル以上の事業体の水道料金について、家庭用と事業用で比較したものです。小田原市の一番左は現行の料金で、右側のNo. 1とNo. 2は、後ほどご説明いたします、水道料金シミュレーションの結果を記載しています。

資料3 - 1から資料3 - 3までは、先ほどのスライドの基本料金の説明の中の、総括原価の割り振りについて資料としてお配りしているものです。こちらも説明が重複いたしますので、後ほどご確認いただきたいと存じます。

次に資料4 - 1の水道料金シミュレーションNo. 1をご覧ください。

さい。こちらは、現行の水道料金表と改定後の料金表を比較したものです。No.1については、現行料金のそれぞれの単価に対して、一律に24%の値上げ率を乗じたものです。

表の上の左側が現行料金表、右側が改定後料金表です。一番右の薄い青で塗られた改定率欄を見ていただきますと、おおむね24%になっているのがお分かりいただけると思います。

上段の表は上から、家庭用、事業用、浴場用、臨時用、共用栓及び合計の数値を示しています。それぞれの用途について、左から水量区画、単価、逓増度、水量及び金額を示しています。水量は、料金算定期間である平成29年度から平成33年度までの見込値です。

次に中段の円グラフをご覧ください。この円グラフは、料金収入に占める基本料金と従量料金の割合を示したものです。現行料金表では、現行料金の27%を基本料金で賄っていることとなります。残りの73%を従量料金で回収していることとなります。

次に円グラフの右隣の棒グラフは、家庭用と事業用の水量と金額の割合を示したものです。

次に円グラフ下の折れ線グラフは、家庭用と事業用ごとに現行料金と改定後料金の比較を折れ線グラフで表したものです。家庭用・事業用共に使用水量が多くなるにつれて、現行料金と改定後料金の差が開いていくことがお分かりいただけると思います。

また、下段の表は、家庭用と事業用の使用水量別の料金を比較したものです。薄い青で塗られた箇所は、平均的な使用水量である家庭用40立方メートルと事業用120立方メートルの料金を示しています。

次に資料4-2のシミュレーションNo.2をご覧ください。こちらは、最初にお示した料金体系の見直しの方向性を反映して作成した料金表です。

まず、改定後料金表のオレンジ色の箇所ですが、基本水量を16立方メートルまでとして、17~20立方メートルという水量区画を新たに設定しています。なお、17~20立方メートルの区画の単価は、先ほどスライドでご説明したとおり15円に設定しています。

次に、一番右の改定率をご覧くださいと、従量料金に比べて基本料金の改定率を高く設定しています。また、逓増度の緩和という観点から、多量区画の単価は改定率を抑制しています。特に、事業用の2,001立方メートル以上の区画については、単価を260円で据え置いています。また、全体として、事業用に比べて家庭用の改定率を高く設定しています。結果として、基本料金については、家庭用と事業用で同一となっています。

これらの結果、表中の緑色の箇所ですが、逓増度は、家庭用で2.23倍、事業用で2.83倍と、現行料金よりも下がっています。

なお、浴場用については、現在この用途が適用されている施設は

ありません。公衆浴場の経営の安定を図る観点から、低廉な価格設定をしています。臨時用は工事などで一時的に使用する用途ですが、全体の改定率が 24%となるように調整しています。共用栓は家庭用と同じ用途で使用されるものですので、家庭用の単価に合わせています。

また、資料中段の円グラフですが、料金収入に占める基本料金の割合は 31.5%と上昇しています。ただし、先ほどのスライドでの説明でお示した、基本料金の割合 43%という数値とはまだ乖離があります。今回のシミュレーションは、そのレベルを目標に一定程度近づけた案であることをご理解いただければと存じます。

右の棒グラフでは、家庭用と事業用の金額の割合が、64.8 対 35.2 と、格差が是正されていることがお分かりいただけると思います。

最下段の水量別金額比較表をご覧ください。

改定率の最も高い使用水量と、最も低い使用水量を黄色く色塗りをしています。最も高いのは、家庭用の 20 立方メートルで、改定率は 50.82%、金額にすると 620 円の値上げとなります。一方で、最も低いのは、事業用の 50,000 立方メートルで、改定率は 0.11%、金額にすると 14,300 円の値上げとなります。

次に資料 4 - 3 をご覧ください。

ただ今のシミュレーション結果について、内容と特徴を比較したものです。

シミュレーション No. 1 は、一律 24% 値上げしたもので、料金体系に関わる四つの課題については、解消されないこととなります。また、率にすると公平に見えますが、もともと単価の高い区分の料金を支払っているお客様にとっては、支払額で比較した場合には、大幅な値上げを強いることとなります。一方で、少量使用のお客様にとっては、比較的値上げ幅は小さくなります。

次に、シミュレーション No. 2 の内容としては、基本水量を 16 立方メートルに引き下げたこと、17~20 立方メートルの水量区画を新設して、特別安い単価を設定したこと、基本料金の改定率を高めに設定し、基本料金の割合を 30% 程度まで引き上げたこと、事業用料金と多量区画の値上げ幅を抑制したことが挙げられます。

その特徴として、料金体系に関わる四つの課題について、一定の解消が図られること、大口のお客様に配慮することで、負担の公平化が図られることが挙げられる一方で、少量使用のお客様にとっては料金の値上げ幅が大きく、特に、17~20 立方メートルのお客様にとっては、基本料金の値上げに加え、従量料金も加算されるため、大幅な改定率となります。

次に、資料 5 をご覧ください。

こちらは、水量区画別の延べ件数の割合を示したものです。

例えば、家庭用では、2 か月の使用水量が 16 立方メートル以内

のお客様の件数が家庭用全体の 27.1%を占めていることとなります。先ほどの資料4の金額比較表と併せてご覧いただくことで、料金改定によって、影響を及ぼす範囲をおおよそ把握することができます。

次に、資料6 - 1をご覧ください。

前回の審議会でお示しさせていただいた資料で、世帯人員別の使用水量と水道料金をベースに、今回のシミュレーション結果を記載したものです。こちらも世帯人員別におおよそどの程度影響があるのかを把握することができます。

資料6 - 2は「平成26年度年間使用水量上位30社の影響」です。シミュレーションNo. 2では、2,001立方メートル以上の単価は据え置いているため、2か月2,001立方メートル以上使用するような大口のお客様にとっては、一律で14,300円の値上げに抑えられています。

資料7 - 1と7 - 2は、県内事業体と類似事業体で水道料金を比較したものです。

以上で、次第1の「料金体系の設定」について説明を終わりますが、審議会におかれましては、「基本水量の引き下げ」「料金収入に占める基本料金の割合の増加」「逓増度の緩和」「家庭用・事業用の単価差の是正」といった見直しの方向性を踏まえて、資料4 - 2において提示させていただいた料金表の考え方についてご審議いただきたいと存じます。

茂庭会長

第4回の審議会では、料金算定期間を平成29年度から平成33年度までの5年間とすること、給水原価と供給単価の比率をできるだけ1に近づけて、単年度で赤字にならないこと、内部留保資金を12億円確保すること、企業債借入額が元金償還額を上回らないように設定したいということを確認していただいた。

水道ビジョンに基づく水道施設の整備等を考えると、しばらく値上げがなかったこともあり、24%の値上げが必要との説明があった。

今回は、それに基づいて、24%の値上げをすると、各使用水量において具体的にどう影響があるのかというのを提示していただいた。

今回はそれに沿って議論を進めたいと考えている。

一律24%の値上げだけでは、実際にどの様に影響がでるのかがよく分からない。資料4 - 2で示された事例では、大口使用者への配慮から、傾斜配分を変えて、逓増度を下げること、基本水量を20立方メートルから16立方メートルに引き下げることによって、小口の使用を認めようということ、そうすると17立方メートル～20立方メートルの値上げ率が高くなるので、緩和措置として、安い単価を設定することなどが今回の説明の主な内容であった。

それについて、皆様からご意見ご質問をいただきたい。

田淵委員

シミュレーションNo. 2について、事業用の改定率は平均 24% UPの中でも配慮されたものになっていると思うが、それに対して家庭用の改定率が高すぎるのではないかと思う。家庭用の水量別金額比較表の 20 立方メートルと 40 立方メートルの改定率が約 50% と約 42%となっているが、これをもう少し抑えることはできないか。

また、24% UPという改定率自体についても、少しでも率が下がれば水量別金額も下がるのではないかと思うがどうだろうか。

茂庭会長

逡増率を低下させることによって大口の使用者への影響を抑えようとするシミュレーション案が事務局から提示されたが、それによると家庭用の 20 立方メートル以下、あるいは 40 立方メートル以下の改定率が非常に高くなってしまうこと、また 24%という数字の妥当性について質問があった。事務局どうですか。

営業課長

まず、後段のもう少し改定率を下げられないかという話ですが、前回もご審議いただいたように、全体の事業計画を見るとまずは 24%程度の改定率でご検討いただきたいと考えています。この中で、今回いろいろな要素を盛り込ませていただいておりますので、調整を試みまして、それでも難しいということであればやはり改定率の見直しも考えていかなければいけないと思います。ただ、もう少し家庭用のところを抑えることができたとしまして、その率が下がる分だけ他が上がることになり、例えば事業用で少しご負担いただくなど、それである程度 24%の中でも調整できるということであれば、皆様のご意見の中で家庭用は具体的にどの程度であればいいのかといったところを、まずはこのNo. 2のほうでご審議いただけたらと思っています。

また、家庭用 20 立方メートルの 50.82%という改定率がどうしても目立ってしまいますが、これについては、もともと小田原市では 2 か月で 20 立方メートルの使用で 1,220 円と非常に低廉な基本料金の設定となっておりますので、金額としては 620 円の値上げとなります。改定率ももちろんですが、金額の妥当性なども含めてご審議いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

茂庭会長

改定率 24%については、長年料金改定をしてこなかった影響もあると思うが、水道ビジョンを実現して施設の改良を加えていくと、どうしてもそのぐらいの資金需要が出てくるという説明だった。ただ、これについては皆さんの意見を聞きながら、下げる余地があるのであれば下げていきたいということ。それからもう一点の負担増

が小口の需要者のところに集中しているのではないかという話だが、今の説明だと、もともと小口の需要者については基本料金を安く設定しており、供給単価に比べて給水原価が非常に安く、要するに常に大幅な赤字で水を供給している。少し逡増率を下げること、そこが負担増になってくるために改定率も高くなり 20 立方メートルでは約 50%と目立った数字になっているが、金額で言えば2か月で 620 円だから 1 か月で 310 円の負担増で、金額としてはそこまで大きくはなっていないというのが事務局側の説明だった。

これは 17 立方メートルから 20 立方メートルのところに、1 立方メートル当たり 15 円という極端に安い単価を設定してもやはり約 50%の改定率になるということだと思う。

川口委員

考え方が理にかなってきているように思う。金額で見ればそこまで大きな差が出ているわけではないし、確かに改定率で見ると極端な数字に感じられるが、逆に言えばバランスが取れたのではないかと私は判断している。

営業課長

先ほどご説明いたしました四つの点を盛り込んだ中で作らせていただいているところです。私どもとしましても、先ほどのように改定率が 50%を超えるのはどうかというような特に女性の視点からのご意見が出るのではないかという思いもありました。こうしたバランスについてどの程度であればいいのかというのを審議会の中でご審議いただけたらと思っています。仮に 50 という数字が高いということで、40 後半であればいいのか、といった「程度」のところについてもご意見いただけたらと思います。

川辺委員

私は、基本的にシミュレーション No. 2 のとおりでいいのではないかと思います。

今まで大口の需要者が高い料金を負担して、それで一般家庭用の料金が軽減されているというのはあったと思う。私が小田原市内に住んでいるからひいきするわけではないが、私は 2 か月で 60 立方メートル程度の水道水を使用していて、そうすると今は 5,000 円くらいの料金がかかっている。これを 1 か月に換算するとそれほど高い料金というわけではないと思うし、家計に占める水道料金の割合もそれほどではないと思う。今までは歪みが大きかったので、ここで逡増率を緩やかにして調整するということを含め、大きな意味でシミュレーション No. 2 でいいと私は思う。ただ、おっしゃるとおり 5 割増しというのは高すぎるという視点もあるだろうから、若干の調整ができればいいのではないか。

茂庭会長

資料 7 - 1 と 7 - 2 を見ていただくと家庭用と事業用のシミュ

レーション結果が県内でどのくらいになるかというのが分かるが、小田原市はご存知のとおり一部で神奈川県水の供給を受けており、この神奈川県の料金と比較して家庭用はシミュレーションNo. 2だとほぼ同じくらいとなり、また事業用は現行料金と変わらない位置づけとなる。

それともう一つの特徴は逓増率を変えている点だが、極端な言い方をすれば事業用の大口の需要者についてはほとんど影響がないという結果になっている。

営業課長

事業用の大口の需要者について、資料6 - 2の一番右の列にありますように、上位30社については2か月で14,300円の影響ということで、月7,000円程度の影響になるよう配慮させていただいているところです。

茂庭会長

以前から話題になっているように、大口の需要者が井戸に切り替えることや、水道料金の関係で小田原市から他の市町村へ移ってしまうことから産業の活性化が阻害されてしまうかもしれないような状況だったが、それに対する影響をできるだけ小さくしたいというのも今回の改定の狙いの一つだと思う。

畠山委員

私は20立方メートルから16立方メートルに減少するという考え方に賛成で、利用者としては節水に励んでいるわけだから、それが20立方メートルで一線を引かれてしまうと頑張っている成果が全く評価されていないことになってしまうと思っていた。実際に私の家での使用水量を過去何年間か調べてみたが、16立方メートルから20立方メートルの間に収まっており、今回、そこを評価してもらえるようになるということで、17立方メートルから20立方メートルの間は15円ずつしか変わらないというのは利用者のことをよく考えてくれている料金体系だと思っている。

また、田淵委員がおっしゃった家庭用の料金が高くなることについて、今は小田原市と神奈川県の料金設定の差が大きく、なぜ同じ市民なのに県営水道だと高い料金を払わなければいけないのかと思う人もいるのではないかと。他の県内の事業体に比べ、今まで小田原市は安い料金設定をしていたということが改めて分かり、また新たな料金体系が決してそれほど高くないように思うので、この24%UPでいいのではないかと私は思う。

茂庭会長

資料5にもあるとおり、実際には家庭用だと全体の約3分の1が20立方メートル以下、事業用だと約5割が20立方メートル以下である。ここに最低使用水量16立方メートルの区分を創設すると、対象の件数は約27%になる。料金の考え方に若干差異はあるよう

だが、他市も料金改定をする中で同じような水量区分になっていき
ている。小田原市も今回の改定で 16 立方メートルという区分を設
けて他市と同じようにしようという提案があり、これについて妥当
ではないかという意見が出ているが、事務局からは何かありますか。

営業課長

本市の料金体系の課題と見直しの方向性についてご理解いただ
けたのだと思っております。

また、資料 7 - 1 を見ますと、シミュレーション No . 2 では、
これまでより少し料金が高いところに位置することになるという
のもありますが、水道料金の改定というのは他の事業体でも検討さ
れているところですので、この順位についても、他が上がれば相対
的にまた順位が下がることもあるというのをご承知おきいただけ
たらと思います。

茂庭会長

他に意見はありますか。

川瀬委員

20 年間料金改定をしてこなかったということで、私も今回のこ
の改定率については仕方がないのではないかと思います。以前新聞にも
載っていたように、他の市町村でも値上げという声は出ているよう
なので、それを考えればそもそもの値上げも仕方がないように思う。

茂庭会長

20 年間ということで、ほぼ 1 年で 1 % 分の改定ということにな
る。1 % ずつ改定していればこのようなことにはならなかったとも
言えるが、なかなかそうもいかないものである。

畠山委員

今回、基本料金への配分割合を約 30% にするというところで、最
終的には 43% を目指しているとのことだが、それは具体的に何年
くらい先の話になるのだろうか。

営業課長

具体的にいつになるというのはなかなか難しいのですが、料金の
あり方を考えたときに、やはり理想的といえますか、このような形
が望まれるのではないかといったものが先ほどご説明いたしました
42.72% という基本料金の配分割合です。ただ、いきなりその割
合にしてしまうと基本料金が倍近くになってしまいますので、それ
にはやはり無理があります。少しずつでも向かっていく目標として
置いてあるというところで、ご理解いただけたらと思います。

畠山委員

今まで 20 年間変化が無かったというのは、それはたまたま期間
が長くなってしまっただけで、通常考え方からすればもう少し早
く 43% を目指しての料金改定の実施となっていたということす
ね。

営業課長

そのとおりです。最初のときにお話させていただきましたように、小田原市では平成 21 年度にも水道料金審議会を開催しておりまして、そのときも値上げのお話というのは出ておりました。その後、平成 22 年度に東日本大震災があった関係で、料金改定は決まっていたのですが見送ったという経緯があります。ですから、今回も算定期間を 5 年としていますが、その 5 年が終わる前にはやはり事業全体を見直して、進捗状況ですとか、それから収入の状況もこのときの見込みと比べてどうなのか、それらを検証しまして、算定期間が終わる前にはその先をどうするのかといった確認をしていく必要が当然あるだろうと思っています。そういう作業を進めていく中で、改定を見直す方向性として、基本料金の割合を上げていくというのは考え方としてあるのではないかと考えています。

畠山委員

これが最初の一步になるということですね。

営業課長

そのとおりです。

茂庭会長

前回、震災が原因で値上げを見送ったときは確か 18%の改定率だったと思う。それから 5 年ほど改定が遅れたことによって 6%増えたということで、あのとき改定していれば今回の改定は無かったか、あったとしてもそれほど大きな改定にはならなかった。震災は本当にいろいろなところに影響を及ぼしているということである。

川瀬委員

料金改定を市民に訴えるときは、20 年間値上げはなかったということをして PR したら良いと思う。そうすれば納得してもらえないのではないか。

営業課長

前回、畠山委員からも小田原市の水道の安全性や利便性を PR するようにというお話をいただいておりますし、水道局としてもそこは気をつけていかなければいけないところだと思っています。今年は水道週間にイベントを行いました。いろいろな形で市民の皆様には現在の水道事業の状況ですとか、水道水を使っただけのような利便性のアピールですとか、そうしたところを工夫して力を入れていきたいと思っています。

関野委員

私も基本的にはこれで良いと思うが、基本水量が 20 立方メートルから 16 立方メートルに変わるということで、資料 5 を見ると全体の約 4 分の 1 の世帯に影響があることが分かる。その改定率が 45.90%ということだが、今まで 2 か月で 16 立方メートルを使用していた方の料金が 1,220 円だったところ 1,780 円になるわけで、20 年間も値上げをしなかったから今値上げをするということとその

4分の1の世帯に説明していかないといけない。そこをうまく説得できるような方法をとらなければいけないと資料を見ながら感じた。

営業課長

これはまだ先の話になりますが、答申をいただきましたらその内容を市民の方に広く、いろいろな方法を使って周知させていただきたいと思っています。その中で、直接地域に出向きまして市民の方に説明したりですとか、大口の需要者の方については個々に訪問して説明させていただくとか、そうしたことはこれから考えていくところですが、答申をいただいた後に改定を行う際には、今お話をいただいたところについては丁寧に説明をしていかなければいけないと考えています。

茂庭会長

皆さんの意見では、概ね平均 24%という改定率はやむをえないというところで、20年間料金を据え置いてきたのだからこの程度の改定率になるということは理解できるという考えなのだと思う。ただ、先ほどの指摘にもあったとおり、やはり率で見たときの20立方メートルの区分の50%という数字が高すぎるという印象で、これについても一度考えられないかというところ。シミュレーションNo.2をベースにしてもう少し傾斜率の見直しができないかというところがあると思う。

営業課長

家庭用のところを下げますとどこかが上がってしまうため、その程度の問題もありますが、今会長がおっしゃられたように20立方メートルの改定率50.82%というのは確かに5割を超えているということもありますので、ここを少し下げてみまして、代わりに事業用のところで負担していただくようになるかは分かりませんが、シミュレーションをしてみまして、それと比較をしていただきご審議いただけたらと思います。

川瀬委員

人間の心理というのは面白いもので、50%を少しでも超えるのと49%台に収まるのでは感じ方が違ってくるもの。金額にそれほど差がないとしても心理的なところで変わってくると思うから、例えば49%台で検討をしてみるのはどうだろうか。

営業課長

分かりました。では、次回で49%台、もしくはそれ前後で収まるようなシミュレーションを出させていただきまして、それと比較検討いただいた中でまたご審議いただけたらと思います。

茂庭会長

例えば資料4-2で比較してみると、一番下の右側に事業用、左側に家庭用の表がある。率を見ると10%以上差があるが、実際の

金額で見ると家庭用は 16 立方メートルで 560 円の値上げ、20 立方メートルで 620 円の値上げだが、事業用ではそれぞれ 440 円と 500 円となっている。30 立方メートルを超えると逆に事業用の方が高くなっていく。このあたりの数字を調整して、全体の 24% という改定率を確保しながら個々の改定率を下げることはできないだろうか。

営業課長

分かりました。シミュレーションをしてみないと分からないところがありますので、いただいたご意見を基にもう一度シミュレーションを行い、ご提示させていただきます。

茂庭会長

事業用と家庭用を 20 立方メートル以下で同じにしたところから出てきたということだと思うが、少し差は残しておいた方がよいのではないかという気がする。

営業課長

はい、分かりました。

茂庭会長

今日は非常に大事な議論なので、時間をかけて皆さんのご意見を伺いたいと思う。

それからもう一点、今回の料金改定の審議の議題にはないが、先ほどの説明の中に、本来ならば口径別に料金体系を移行させていきたいと、ただ今回は大幅に変えるため混乱を招く恐れがあるので、従来型の用途別で家庭用と業務用を分けて考えていくという話だったが、実際の水の使われ方を見ると、事業用でも半分以下は 2 か月で 20 立方メートル以下であるので、分けること自体にあまり意味がないのかなという気もする。今回は平成 33 年度を目標にして 5 年間の計画を立てているが、いずれ 5 年経つと改めて見直しをしなければいけない時期が来る。その時にはぜひ口径別に変えることによって、事業用と家庭用を融和させる方向で検討していただきたいということを審議会の付帯意見とするかということも考えていただけたらどうかと思う。

事業用というと、大量に水を使うというイメージがある人もいると思うが、実際には、5 割が 20 立方メートル以下である。そこまで多く水を使っている訳でもない。

向山副会長

会長の用途別から口径別へという話について、今回家庭用と事業用の基本料金を同じベースに持っていったというのは、おそらく将来的にそういうことをイメージしてという形だと思う。調整の中で場合によってはこのような形ではなく、やはり差をつけなければうまくまとまりがつかないとするとやむを得ないかもしれないが、将来的なことを考えると、この段階で基本料金を合わせておけば、口

径別に移行するときにも家庭用・事業用で調整するところが少なく
て済むので、今回の料金改定の段階で基本料金を合わせてしまう
というのも一つの手として、前向きにとらえて取組んでいただければ
よいのかなと思う。

畠山委員

そうすると、また基本料金をゼロから考え直さなければいけない
ということになるのだろうか。

茂庭会長

シミュレーションNo. 2の案に変わりはありません。資料4 -
2の改定後料金表(案)を見ていただければ分かりやすいと思うが、
上の二つが家庭用と事業用であり、20立方メートル以下のところ
の料金が一緒になっている。現行料金では少し差があったがここで
同額にしている、そのために一番下の表で見ると、改定後の料金の
ところの差額が事業用の方が小さくなっている。

畠山委員

分かりました。

茂庭会長

これは将来的に口径別に移行することを考えたときに混乱を少
なくするにはよいと思うが、それによって家庭用の改定率が非常
に高くなってしまふ。そこを解消するためにはやはり差をつけたほ
うがよいのかなと思う。そうすることで、全体的に平均24%にし
ながら50.82%という極端に目立つ数字を抑えることが可能になる
と思う。

営業課長

そうしましたら、次回は、基本料金は同じにして逓増度を調整す
るか、もしくは無理があれば基本料金まで調整するかは事務局にお
任せいただく形でよろしいでしょうか。

向山副会長

そこはシミュレーションをして数値を見てみないと分からない
ところだと思うので、まとまりのよい形でよろしいかと思う。

茂庭会長

いずれにしても、この表とそれほど大きな差は出てこないとは思
うが、50.82%という目立つ数値をなんとか抑えるということでお
願いしたい。

一般家庭の方々は、水道料金が家庭支出に占める割合はどのくら
いだと感じているのだろうか。全国の試算だと0.9%ということで、
1%に満たないようである。

川辺委員

少し審議会の内容からは外れるが、今の家庭の負担の問題につい
て、実際2か月に1回検針していて、それで水道料金と下水道使用
料が通帳から水道代ということで引かれている。ところが料金改定

がおそらく平成 29 年の 1 月頃から、そして同年 4 月から消費税が上がってくる。水道料金にも消費税がかかるわけで、ということを考えれば家庭の負担感という問題だけで言うと、検針は 2 か月に 1 回、これは行政コストも考えて今までと変わらずに 1 回だと思うが、料金自体は半分にして毎月徴収するというのも、段々と物価が上がっていく中で、将来的に考えておく必要があるのかなと思う。

ただその場合、逓増制だと例えば 50 立方メートルで 5,000 円、月 2,500 円だとしたとき、ある人が水道局のホームページを見て水道料金に着目した場合、25 立方メートルが 2,500 円ではなく 2,300 円だと過大徴収ではないかというような人も出てくるかもしれないので、一つの案としては、今月は上水道代 2 か月分、来月は下水道代 2 か月分というのも一つの考え方としてあるのかなと思う。行政によっては、検針は 2 か月に 1 回だが料金は毎月というところもあるように聞いている。もう一つは行政コスト、委託費も含めてだが、それがいたずらに上がらなければそのようなことも、視野に入れておいてもいいのではないかなと思う。

営業課長

一つのご提案として、お伺いさせていただきます。

川辺委員

市長の諮問からは外れますが、一つの意見ということで申し上げた。

茂庭会長

確かに水道料金は下水道使用料と一緒に 2 か月に 1 回の請求となっているが、それを例えば下水道料金と水道料金を別々にきっちり分けて引き落としをすとか、あるいは毎月 4 分の 1 くらいの平均した金額にしてみるとか、そうすると金額的にはそう目立たなくなるだろうと思う。携帯電話の使用料が平均してどれくらいの金額になるのかは分からないが、それに比べれば水道料金は安いと思われる。

川辺委員

ある人の小田原市の国民健康保険料は年間 36 万円だそうだが、36 万円なのに毎月 4 万円も取られていると言うのです。というのは、2 年前からは年額を 9 か月で割っているわけで、4 月から 6 月の徴収のない月もあるのに、そういうことは頭から外れてしまいがちになる。実際に年額 36 万円であれば毎月の負担額は 3 万円となるが、実際にはその 3 か月は別にして、月 4 万円で通帳から引き落とされるので高い高いというのと同じで、あくまで負担感の問題だが、行政としてはそうしたところも考えておく必要があるのではないかなと思う。

茂庭会長

検針の 2 か月に 1 回を 1 か月に 1 回とすると、経費は増えるのだ

ろうか。

営業課長

納付書をご家庭にお送りしたり、口座から引き落としをさせていただくといったところでコストはかかっていますので、おそらくそれなりのコスト増にはなるのではないかと思います。これは他の事業体でも検討しているところはあるようですが、ただコストを考えると、なかなか実施まで至らないというところもあるようです。ですから、使用者の方がどのように受け取られるのかという感覚的なものと、実際行えばコストの部分に跳ね返ってしまいますので、そこを比較してどちらがよいのかというところを今後、機会を捉えて検討していく必要があるかもしれません。一つのご提案として受け取らせていただきます。

茂庭会長

今はどのようにしているか私も分かりませんが、小田原市の場合、銀行口座からの引き落としに対して一定の額の割引はやっていいますか。

営業課長

小田原市では行っておりません。ただ、割引はないですけれども、銀行への手数料は発生してくるので、それが2か月に1回か毎月かで2倍の差が出てきます。

茂庭会長

確か電気やガスは口座振替だと少し割引していると思う。手数料はかかるけれども徴収料はかからないということで。それと小田原市の場合、コンビニでの支払いは導入していますか。

営業課長

コンビニ払いについては既に導入しています。

茂庭会長

コンビニ払いの方が手数料は高くなるのだろうか。

営業課長

確かにコンビニ払いの方が手数料は高くなっています。

茂庭会長

これもなかなか水道では踏みきれないところが多かったようで、コンビニ払いを導入すれば徴収率が上がるかもしれないが、そこで手数料が引かれてしまい料金収入に影響してしまうということでやってない市町村が結構あった。

畠山委員

手数料はどこが負担するのですか。

営業課長

水道局側で負担しています。コンビニでの支払いは少し高いのですが、ただ24時間いつでもどこでも払えるという利便性であるとか、また滞納されると給水を停止することになるのですが、払う機

会がないという言い訳がなくなってくるということ、昼間は仕事をしているからいつ払えばいいんだというお客様には、24 時間いつでもお支払いいただけるということをご説明できる状況になっているということです。

川辺委員

ヤフーの公的払いだったか、あのようなインターネット払いもずいぶん増えているようだ。

茂庭会長

クレジットカード払いはまだ導入していないですか。

営業課長

クレジットカード払いは、小田原市の水道についてはまだ導入しておりません、やはりそちらもコスト的な課題があります。

茂庭会長

クレジットカード払いが一番手数料が高いのだろうか。

営業課長

クレジットカード払いの手数は支払いの金額に応じて変わると聞いています。たくさんお使いいただいている方の支払い手数料が高くなるようです。

畠山委員

滞納はどのくらいあるのですか。

営業課長

小田原市の滞納率は非常に低くなっています。皆さんに料金のご負担を求めている中で、払っていただいている方と払っていただけてない方の差があるといけませんので、平成 19 年度から料金徴収は民間委託をして専門性を活かしてやっていただいています。収納率はよくなってきていまして、近年では 99.9%と非常に高くなっています。税や保険料ですと若干落ちますけれども、水道料金は止めてしまうと使えないということもあり非常に高い収納率になっています。

茂庭会長

一般的に、人口移動の多い土地の方が収納率は低くなっている。

営業課長

私どもの場合も、どうしても残ってしまう滞納というのは、市外に転出された方で遠くに行かれてしまって、うっかりされているのもあるかもしれませんが、こちらで催促をしても影響が及ばなくなってしまう場合です。小田原市内にいらっしゃればまた違うと思いますが、やはり会長がおっしゃるように引越しに関わるものが多いです。

茂庭会長

以前いろいろ検討されていて、今はプライバシーの問題があつてできないが、例えば電気会社に連絡したら、その連絡が水道やガス

にも全部行って、同時に検針に来てそこで徴収できないかとか、そうすれば引っ越す方としても1箇所に連絡すれば全部済むので便利だと思う。電気・ガスは気にしても水道は忘れられてしまうことが多いのだろうか。電話は大体止めると思うが、電話のほうは逆に固定電話は減っている。

今日はシミュレーションの24%UPの実際の各段階のものを提示していただいて、委員の皆さんにも概ねご理解いただけたと思うが、意見が出たようにもう少し改定率の目立つところの修正案、24%をベースにした修正案を次回出していただいて、それで皆さんにもう1回ご審議いただくということによろしいですか。

《発言なし》

茂庭会長

それでは本日はそういうことで、24%の値上げ、それも各料金の区分についても提示していただきました。意見の出た率の高い目立つところについては再度見直しをしていただいて、次回の審議会で再度審議することにして、本日の審議を終わらせていただきたいと思います。

議題としてその他がありますが、いかがですか。

営業課長

前回の審議会におきまして、向山副会長から大口使用者に対する個別契約についてお話がありましたので、この件につきまして、調べられました範囲でご報告をさせていただきます。

大口使用者に対する特約的な水道料金として三つほどご紹介させていただきます。

一つ目は、「大口使用者特割制度」という制度がありまして、これは、大口使用の実績のある使用者に対しまして、水道事業者が設定する一定量を超えて使用した水道水について、通常よりも割安な料金を設定するという制度になります。

二つ目は、「長期割引契約制度」というもので、水道事業者が設定する一定量以上の水量を使用する大口使用者について、個別に給水契約の継続を確約してもらい、割安な料金を設定する制度です。

三つ目として、「基本水量（責任水量）方式」という方式で、責任水量が増えるほど、相対的に料金が割安になるように設定する制度を導入しているところもあるというふうに聞いております。

小田原市の水道事業といたしましても、大口使用者の水道離れへの対応を検討していく必要があるとの認識は持っておりますが、ご紹介させていただいた制度は、今のところ、全国レベルで見ても導入例が少なく、事業者によっては検討したものの収入減となることから導入を見合わせたところもあるようです。いずれにしても全国的にどこの事業者にも共通の課題でありまして、その対応もまだ

まだ、手探りの状況にあります。

本審議会でご指摘いただきました、「事業用の負担が大きい」という課題につきましては、今回見ていただきましたシミュレーションにもありますように、ご負担いただく料金を事業用から家庭用にシフトさせたり、逓増度を下げたりすることで対応をしてまいりたいと考えております。

今後、大口使用者に対する制度につきましては、我々としても調査、研究をすることは必要だと思っておりますが、今回の審議会の中では、料金改定についてのご審議をお願いしているということで、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

茂庭会長

今説明があったが、日本の場合はだいぶ水資源の開発が進んでいて、一部の県で水源が足りないというところはあるものの、幸いにして少なくなってきた。水利権に余裕があるところがむしろ多いだろうと、神奈川県内もそうだろうと思う。ただ身近な事例だと、確認したわけではないが、例えば中国などは水がない所なので、大連などではある一定量を超えると家庭でも懲罰的な料金が徴収されている。今回水不足になったサンフランシスコでは、やはり一定量を超えたところでは懲罰的な料金を課するという方針が決まったようである。懲罰的な料金だから当然単価は高くなる。それから例えば1日1立方メートルなら、それ以上は給水しないようなシステムのところもあるようである。幸いにして小田原市の場合はそういうことはないので、水が余っているから多く使ってくれたら安く売ってもいいという話も出てくるかもしれないが、これは水の需給の関係によって違ってくるので、一概にどれがよいとは言えないだろうと思う。一つの検討課題ではあるかと思うが。

向山副会長

今ご報告にもありましたように、こういった大口に向けた特別な料金制度というのは、全国で見ても片手で数えるくらいの例しかありません。会長もおっしゃっていたとおり、今後の課題という意味では考えておいたほうがよいだろうという部分はあると思うが、今回は特に料金改定の中で逓増度をかなり圧縮するような形にして、また事業用の方にもあまり値上げがいかないような形で、今回の料金は大口向きにはあまり値上げにならずに、市外に転出しないような形の料金設定にしていくという大きな方向性を出していただいているので、今後の検討課題というくらいのイメージで考えていただければよろしいかと思う。

茂庭会長

よろしいでしょうか、ありがとうございました。今回の審議で24%をベースにして料金改定を考えるということをお認めいただきました。次回はもう少し皆さんに検討していただく案を再度事務

局からご提案いただいて次の審議会を進めたいと思います。

営業課副課長

事務局から事務連絡をいたします。

次回審議会は、12月24日(木)午後2時から、この会議室にて開催させていただきます。

もう1点ですが、第7回、第8回の予定ですが、1月の末に第7回、2月か3月に第8回の予定をしています。後日、郵送で皆様のご予定を確認させていただきますので、その際はご協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

茂庭会長

以上をもちまして、第5回小田原市水道料金審議会を終了いたします。

皆様、お疲れ様でした。

第5回 小田原市水道料金審議会 次第

日 時 平成27年11月6日(金)
午後2時から
場 所 水道局 第2・3会議室

【議題】

1 料金体系の設定

2 その他